

グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）

愛称：The DX



第6期決算および分配金のお支払いについて

平素より「グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2021年3月10日に第6期決算を迎えましたので、今後の見通し等とあわせてご報告いたします。

当ファンドの組入投資信託の運用会社であるニューバーガー・バーマン・グループのコメントを基に作成しています。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当期の分配金額は、分配方針に基づき決算日の前営業日の基準価額水準等を勘案した結果、200円としました。分配金お支払い後の基準価額は11,112円となりました。

決算期	第1～4期 -	第5期 2021/2/10	第6期 2021/3/10	設定来累計 (2021年3月10日まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	900円 (9.0%)	300円 (2.5%)	200円 (1.6%)	1,400円 (14.0%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	28.8%	8.8%	-10.6%	25.3%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～4期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～4期の欄は、設定日から第4期末までの騰落率です。

分配方針

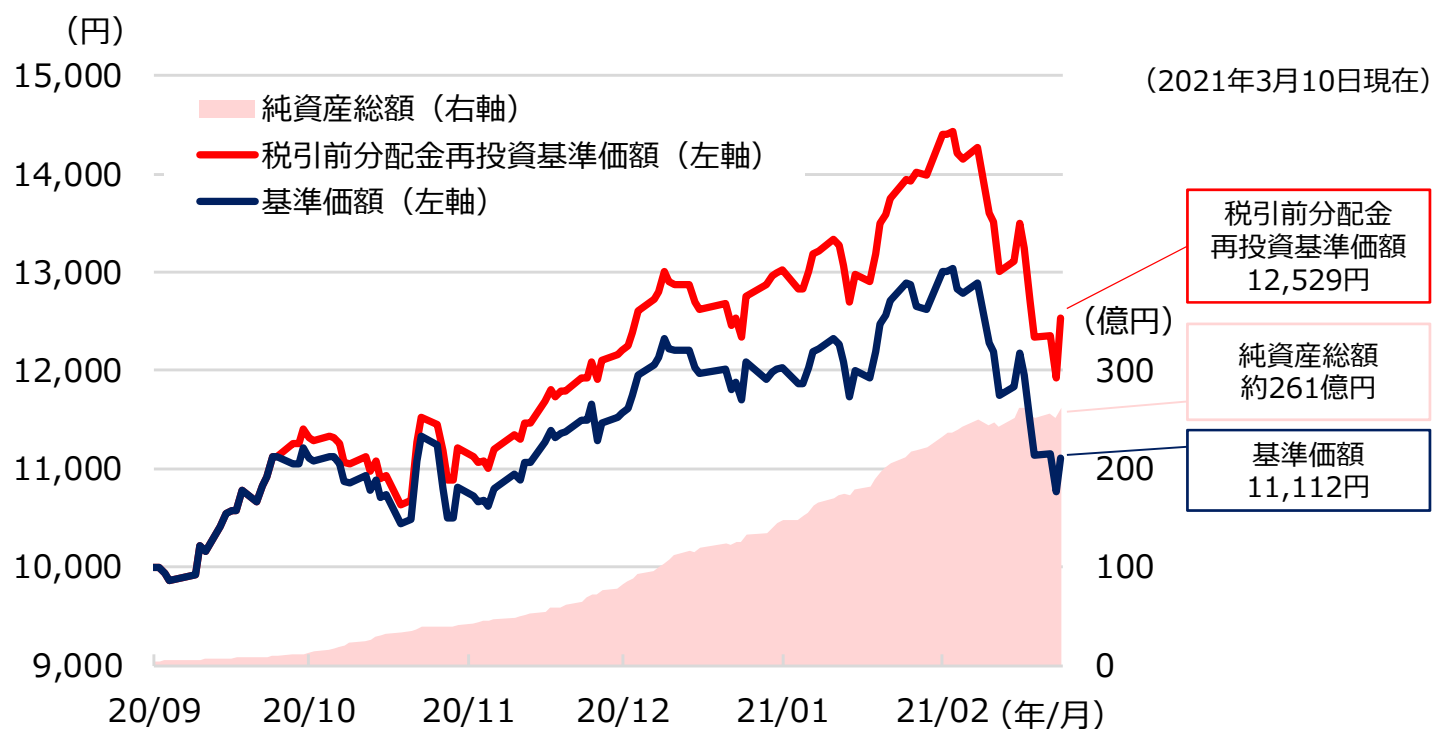
- 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 原則として、各計算期末の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じた金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、当該計算期末の前営業日の基準価額に応じた金額の分配を行わないことがあります。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

基準価額等の推移（2020年9月15日（設定日）～2021年3月10日、日次）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

今後の市場見通しおよび運用方針

【市場見通し】

- 2021年1月に発足した**米国バイデン政権は、新型コロナウイルス対応に主眼を置いた約1.9兆米ドルの追加経済対策を発表**しました。現時点において新型コロナウイルス対策におけるバイデン政権の動きは迅速であり、米国経済の「コロナ禍」からの回復を後押しするものと考えられます。
- アジアでは、中国の2020年10-12月期の実質GDP（国内総生産）成長率は前年同期比+6.5%と7-9月期の同+4.9%から大幅に上昇し、同国経済がコロナ禍から着実に回復していることを示す結果となりました。このように**グローバル経済はコロナ禍の落ち込みから回復に向かっており、この動きはワクチンの普及によって加速するもの**と見込まれます。
- グローバル経済が成長軌道に回帰することで、**コロナ禍で抑制されていた企業のデジタル投資が再拡大することが期待され、DX関連企業には追い風になると**考えます。また、コロナ禍においてさまざまな分野で進んだデジタル化は、**アフターコロナにおいても「新常态」として定着していくことが期待され、DX関連企業にとって良好な事業環境が継続すると**考えます。

【運用方針】

- 組入投資信託の運用チームでは、**デジタル化が加速すると考える4つの領域*1で勝ち組企業となり、「次のGAFA*2」となり得るような企業に注目し、投資**しています。引き続き、成長性と株価バリュエーションを精査し、投資魅力度の高い銘柄を選定していきます。

*1 働き方（デジタル・ワーク）、趣味・娯楽（デジタル・レジャー）、消費（デジタル・コンシューマー）、医療（デジタル・ヘルスケア）。適宜見直しを行います。

*2 アルファベット（グーグル（Google））、アップル（Apple）、フェイスブック（Facebook）、アマゾン（Amazon）の4社の頭文字を組み合わせた造語。

※ 個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。

※ 上記は過去の実績、将来の見通しおよび運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。見通しおよび運用方針は予告なく変更される場合があります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7-8ページをご覧ください。

ファンドの特色

- 世界の取引所に上場している株式の中から、主としてデジタル技術を活用し革新的なビジネスをもたらすDX（デジタル・トランスフォーメーション）関連企業の株式に投資を行います。
 - DR（預託証券）や上場予定株式を含みます。
- 実質的な運用は、リサーチ力に強みのあるニューバーガー・バーマン・グループが行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 - 基準価額は為替変動の影響を受けます。
- （予想分配金提示型）と（資産成長型）の2つのファンドからご選択いただけます。
（予想分配金提示型）
 - 原則として、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 - 各計算期末の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

ご留意いただきたい事項

- 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

（資産成長型）

- 原則として、毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 価格変動リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- 外国投資信託証券から有価証券に投資する場合、日本の投資信託証券から投資を行う場合に比べて税制が不利になる場合があります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

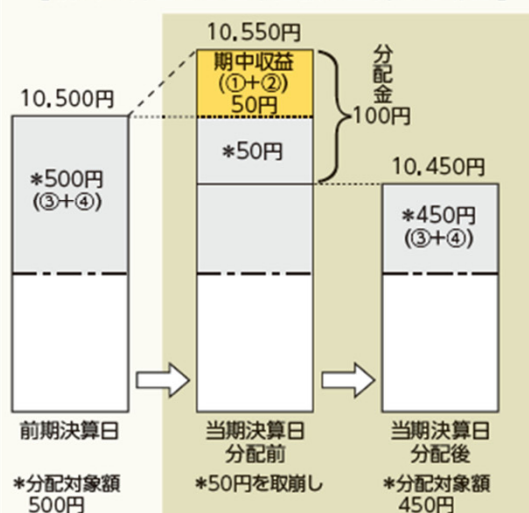
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



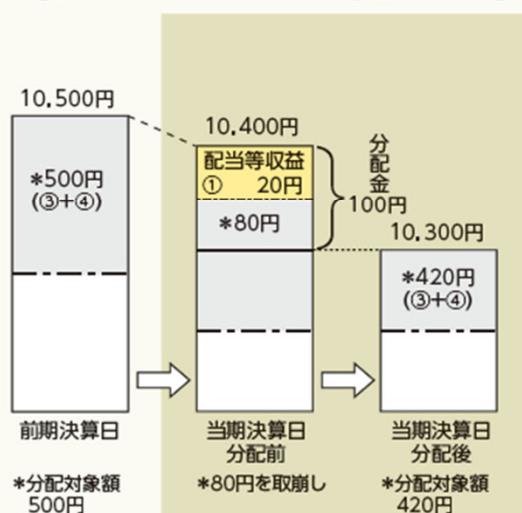
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

〔計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合〕

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

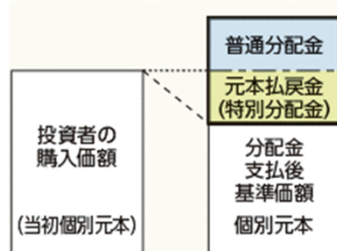


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

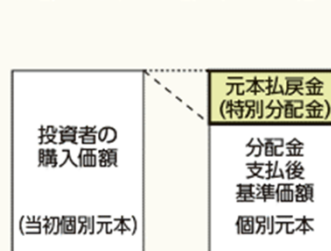
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

2030年9月10日まで（2020年9月15日設定）

決算日

（予想分配金提示型）

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）

（資産成長型）

毎年9月10日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（予想分配金提示型）

年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

（資産成長型）

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

（共通）

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ニューヨークの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に**3.3% (税抜き3.0%) を上限**として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの純資産総額に年1.243% (税抜き1.13%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、(予想分配金提示型)については毎計算期末または信託終了のときに、(資産成長型)については毎計算期間の最初の6か月終了日と毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.30%</td> <td>ファンドの運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.80%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.30%	ファンドの運用等の対価	販売会社	年0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	年0.30%	ファンドの運用等の対価											
	販売会社	年0.80%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする 投資信託	年0.66%程度*													
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.903% (税抜き1.79%) 程度*													
	* 当ファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。													
○その他の費用・ 手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>													

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp</p> <p>コールセンター： 0120-88-2976 【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		※2
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○					
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第10号	○					
株式会社中京銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第17号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第7号	○					※1
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第36号	○					※1
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第32号	○					
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	○					※1
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○		○			※1
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第38号	○					

※1：資産成長型のみのお取り扱いとなります。

※2：金融商品仲介業者経由のみでのお取り扱いとなります。

(50音順)

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に關し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

当ファンドの
イメージ動画
配信中！



作成基準日：2021年3月10日